

現行計画(令和3～5年度)

認知症の人が希望を持って自分らしく暮らし続けることができる取り組みの推進

(1) 認知症への理解の促進と本人からの発信への支援

- ① 認知症に対する理解の促進
- ② 認知症の人本人などからの発信への支援

(2) 医療、介護専門職等の連携による認知症への対応力の強化

- ① 認知症の早期発見・早期診断・早期対応のための支援
- ② 医療従事者の認知症対応力向上
- ③ 介護従事者の認知症対応力向上

(3) 認知症の人や家族が自分らしく暮らし続けることのできる支援の充実

- ① 共にによりよく暮らしていくための取組の推進
- ② 認知症の人の活躍の場や機会の創出

共生社会の推進を実現するための

認知症基本法

(令和5年6月14日成立)

全ての認知症の人の基本的人権を明記

【基本理念】

全ての認知症の人が、社会の対等な構成員として～略～、自己に直接関係する事項について意見を表明する機会及び社会のあらゆる分野における活動に参画する機会の確保を通じて、その個性と能力を十分に発揮することができる

【基本理念】

認知症の人の意向を十分に尊重しつつ、良質かつ適切な医療保健サービス及び福祉サービスが切れ目なく提供される

【基本理念】

・認知症の人のみならず、家族等に対する支援により、認知症の人及び家族等が地域において安心して日常生活を営むことができる

【基本的施策】

- ・認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進
- ・認知症の人の社会参加の機会の確保等
- ・認知症の人の意思決定の適切な支援

次期計画(令和6～8年度)

※案 認知症施策は9月13日介護保険審議会にて協議予定

認知症の人と家族が尊厳を保持しつつ、希望を持って暮らし続けることができる 共生社会づくりの推進

認知症基本法の基本理念・基本的施策に則り、新たに取り組みたい事業案

- ・認知症の人とともに、新しい認知症観を広げるための媒体(動画、ホームページ等)を作成
- ・認知症の人の意思決定を後押しする「希望をかなえるヘルプカード」の普及・活用促進
- ・新たなピアサポーターを増やす仕組みづくりの検討

- ・認知症の人同士が早期に出会える体制づくり
- ・介護支援専門員等専門職への、認知症の人の意思決定支援及び個人版ケアパス、希望を叶えるヘルプカードの活用等の啓発等の実施
- ・自分でできる認知症の気づきチェックシートの普及

- ・認知症の人が安心して買い物できるよう、スローショッピング等の体制づくり

- ・仙台版チームオレンジの設置に向けた検討
- ・認知症の人の意欲及び能力に応じて働くことができる体制づくり
- ・認知症地域支援推進員の配置先を拡充

- ・認知症地域支援推進員等で「本人の何気ない一言」を記録、集約するシートを活用し、本人の想いと認知症バリアを把握するとともに、課題解決に向けた取り組みを推進

- ・認知症の本人と家族の一体的支援事業の実施